

平成 31 年 2 月 13 日

子ども未来部 子育て相談課  
児童相談所設置準備室  
電話 0742-34-4804

## 「奈良市児童相談所設置基本計画（案）」への パブリックコメント実施について

全国の児童相談所が対応した平成 29 年度の児童相談対応件数は 13 万件を超え、児童虐待によって命を失った子どもは平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの 1 年間で 77 人と報告されています。奈良市における児童虐待相談対応件数についても平成 28 年度は 846 件まで増加し、平成 29 年度は微減したものの同水準で推移しています。

これらの状況から、国では平成 28 年に児童福祉法等を改正、住民にとってより身近な対応機関拡充のために中核市や特別区への児童相談所の設置を推進していくことになり、奈良市におきましても、子どもの健やかな成長と子どもの安心・安全を確保するために、平成 33 年（2021 年）度中の児童相談所開設を目指し、本基本計画を策定することといたしました。

本基本計画は、奈良市の子育て支援の推進や児童虐待の未然防止・早期発見に向けての取り組みを充実させるものであることから、市民の皆様から広くご意見をいただけるよう、パブリックコメントを募集するものです。

- ▶ 児童相談所は、児童福祉法に基づき都道府県と政令指定都市に設置が義務づけられ、平成 16 年の児童福祉法改正により、中核市及び政令で指定する市（児童相談所設置市）でも児童相談所を設置できるようになった。
- ▶ 市が児童相談所を設置することにより、
  - ① 管轄区域が市内に限られ、迅速な情報収集と専門職による法的権限を行使するための的確な判断や対応
  - ② 地域の関係機関や教育委員会、保健所等の連携ネットワークの強化
  - ③ 妊娠期の早期から子どもやその家庭に対してきめ細かな支援と虐待予防が、可能になる。

1 「奈良市児童相談所設置基本計画（案）」 別紙のとおり

2 パブリックコメントについて

(1) 実施期間 平成 31 年 2 月 14 日（木）～平成 31 年 3 月 8 日（金）【必着】

(2) 対象者

- ・市内に在住・在勤・在学の方
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・本案件に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

(3) 公表資料の閲覧場所等

子育て相談課（市役所 中央棟 1 階）、総務課（市役所 北棟 5 階）、西部出張所、北部出張所、月ヶ瀬行政センター、都祁行政センター

（募集期間中の土・日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

奈良市ホームページにも掲載。

(4) ご意見の提出方法、提出先等

様式は問いませんが、「奈良市児童相談所設置基本計画（案）」に対する意見と明記してください。所定の応募用紙をご利用いただいても結構です。

下記の担当課へ郵便又は信書便・ファックス・電子メール・持参のいずれかの方法で提出してください。

**【提出先】**

奈良市子ども未来部子育て相談課

〔送付（持参）〕（土・日を除く 8:30～17:15）

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

〔ファックス〕 0742-34-4817

〔電子メール〕 [kosodatesoudan@city.nara.lg.jp](mailto:kosodatesoudan@city.nara.lg.jp)

(5) ご意見の取扱い

- ・ご意見につきましては、住所、氏名、電話番号を除き、公表する場合があります。なお、個人情報等は、本件以外の目的では使用しません。
- ・個々のご意見に対して、直接個別の回答はいたしません。ご意見の概要につきましては、後日取りまとめて公表させていただきます。
- ・ご意見の提出は日本語に限ります。
- ・提出いただいた原稿等はお返しいたしません。
- ・電話等口頭による意見の受け付けできません。
- ・住所、氏名又は法人等の名称、年齢を記入のうえ提出してください。これらの項目の記入がない場合は受け付けできません。

### 3 本計画に関する今までの取組と今後の予定

平成 30 年 2 月 14 日 第 1 回奈良市児童相談所等のあり方検討会議

5 月 30 日 第 2 回奈良市児童相談所等のあり方検討会議

8 月 28 日 第 3 回奈良市児童相談所等のあり方検討会議

11 月 5 日 第 4 回奈良市児童相談所等のあり方検討会議

(予定)

平成 31 年 2 月 14 日 パブリックコメントの実施 (~3 月 8 日まで)

2 月 18 日 第 5 回奈良市児童相談所等のあり方検討会議

3 月 「奈良市児童相談所設置基本計画」策定、公表

**【奈良市児童相談所等のあり方検討会議 構成員】** (50 音順、敬称略)

座 長 上田 庄一 元児童相談所職員・学識経験者

構成員 久保 樹里 元児童相談所職員・学識経験者

慎 泰俊 NPO 法人所属・研究者

菅野 道英 元児童相談所職員・臨床心理士

田辺 美紀 弁護士

### 4 その他

#### (1) 奈良市心のふるさと応援寄附への追加

奈良市のすべての子ども達の未来を応援し、夢と希望を持って成長できるよう、奈良市心のふるさと応援寄附の使い道に「児童相談所（(仮称) 子どもセンター）の整備」の追加を予定しています。

**【寄附金の使途（案）】**

・児童相談所（(仮称) 子どもセンター）の開設に必要な経費

#### (2) 自民党「児童の養護と未来を考える議員連盟」及び超党派「児童虐待から子どもを守る議員の会」合同勉強会への出席

平成 31 年 2 月 14 日（木）参議院会館で開催されます自民党「児童の養護と未来を考える議員連盟」及び超党派「児童虐待から子どもを守る議員の会」合同勉強会に出席し、奈良市における児童相談所の設置に向けた準備状況を報告予定です。

## 1 奈良市児童相談所について

開設時期 平成 33 年度中

設置場所 奈良市平松一丁目（奈良県総合医療センター跡地）

児童相談所・一時保護所を含めた複合的な子育て支援施設として、「(仮称) 奈良市子どもセンター」の設置予定

## 2 奈良市児童相談所設置基本計画（案）の概要

### (1) 奈良市児童相談所設置の必要性（基本計画 13 頁）

- 現在奈良市被虐待児童対策地域協議会では、被虐待児童とその家庭の支援を行っているが、かかえている問題を解決するためには多くの専門家からの助言が必要であり、少しでも早期に支援していかねばならないと感じている。
- 奈良市が児童相談所を設置すると、管轄区域が市内に限られ、専門職が法的権限を行使するために的確な判断を行い、迅速に対応することが可能になる。また、地域の関係機関との連携が容易になり、子どもやその家庭に対してのきめ細かな支援が可能になることや、教育委員会を通して学校現場との連携が強化できる。
- そのため奈良市では、子ども家庭支援体制の充実のために、中核市であることの強みを活かした児童相談所を設置することとした。
- 法改正後も中核市による児童相談所設置の検討が進んでいない。奈良市は中核市における児童相談所設置のモデルケースとなるよう、全国に先駆けて取り組む。

### (2) 奈良市児童相談所設置の基本方針（基本計画 14 頁）

- 妊娠期から切れ目ない子ども・家庭への総合的な支援体制の拠点を目指す。
- 子どもの健やかな成長と、子どもの安心・安全の確保を目指す。
- 児童虐待による重症事例の発生ゼロを目指す。
- 地域社会全体で子どもや家庭を支える環境を目指す。

### (3) 奈良市児童相談所の支援のあり方（基本計画 20 頁）

- 基礎自治体の強みを活かし、子育て世代包括支援センターと連携して、妊娠期から早期に支援する。
- 関係機関と緊密に連携し情報を共有することで、速やかにリスク判断を行い、支援が必要な家庭には継続的に支援を行うことで重症化を防ぐ。
- 管轄区域が市内に限定されているため、緊急対応に備えた体制を整え、迅速に対応する。

### (4) 奈良市一時保護所の支援のあり方（基本計画 22 頁）

- 一人一人の子どもの状況に応じることができるよう、居室は個室を原則とする。
- 子どもの安心・安全が確保される場所というだけでなく、明るく温かみのある空間を形成し、できるだけ家庭環境に近い養育環境を実現する。
- 一時保護によって通学が制約されることから、子どもたちが在籍している学校等と連携しながら、それぞれの理解度に応じた学習環境を提供し、学習機会を保障する。

### (5) 奈良市児童相談所・一時保護所の組織体制等（基本計画 25 頁）

- 地区担当制とし、すべての相談・支援を、内容に関わらず担当者が一元的に対応し、地域の社会資源を利用した効果的な支援を行う。
- 相談・支援に積極的に心理診断を活用し、家庭を取り巻く課題を多角的に把握し、効果的な支援を行う。
- 緊急時に迅速に対応できるチームを構成する。